はじめに

天台三大部は全て智顗説、灌頂筆録とされている。このうち『法華玄義』や、多くは『法華文句』において、『法華文句』が吉とりわけ『法華疏私記』では、全編にわたって、『法華文句』が吉とりわけ『法華疏私記』では、全編にわたって、『法華文句』が吉とりわけ『法華疏私記』では、全編にわたって、『法華文句』が吉のであり、その理由の一つとしては、次のような記述が知られている。のであり、その理由の一つとしては、次のような記述が知られている。のであり、その理由の一つとしては、次のような記述が知られている。このうち『法

故知、非二親勘」之。
故知、非二親勘」之。
故知、非二親勘」之。

故知、非二親勘」之。

於五、百二義疏。而今疏中、但引二玄論、記中但引二
以四、有人。若欲、取、之、直爾叙、之。而記消釈多不、順、論。然

松本知己

平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。平井俊栄氏の『法華文句の成立に関する研究』がある。

吉蔵撰述書を参照しつつ、灌頂もしくは後代の天台関係者によって『法華義疏』と本文対照を行い、その結果、『法華文句』が、これら究を発展させた。特に『法華文句』については、『法華玄論』及び共通性があり、それにも拘らず、両者が活動した年代からして当然共通性があり、それにも拘らず、両者が活動した年代からして当然共通性があり、それにも拘らず、両者が活動した年代からして当然

証真教学における『法華玄論』

を考察してみたい。 を考察してみたい。 を考察してみたい。 を考察してみたい。

二 『法華疏私記』における証真の立脚点について

く、むしろ最もよく証真の学風を発揮したものというべきであろう。」『文句』に対する注釈書たる『法華疏私記』十巻もまた例外ではなに立ち、厳正にして公明なる学究的態度によって貰かれているが、述を検討する。平井氏は、「証真の三大部私記は実証的な文献主義先ず、証真が『法華疏私記』で立脚する基本的な立場に関する記

して、智度の『義績』七巻と智雲の『私志記』十四巻に対して 東は、証真以前に中国に流布していた『文句』の注釈書を評価 するに当たって、湛然の『文句記』との関わりをもっとも重視 している。例えば、道暹の『輔正記』十巻に対しては、その解 釈が専ら『文句記』に依っていると評し、さらに後段に至って、 構記等の用捨は情に任せりとまでいっている。道暹の注釈は、 湛然の解釈を忠実に記するのみで、とくに『文句』の注釈書を評価 して、新たな創見を加うることはなかったのである。これに対 して、智度の『義績』七巻と智雲の『私志記』十四巻に対して

平井氏は、右の文について、次のように評する。

をそれ以前と分離して引用したことによる。 があると評している。つまり、証真以前の註疏に対する証真のがあると評している。です記』に対してどう取組んでいるかという一点にあったことを、この序言は示唆しているのである。 いう一点にあったことを、この序言は示唆しているのである。 (®) があると評している。つまり、証真以前の註疏に対する証真の

文は、 湛然の『文句記』に対してどう取り組んでいるかという一点にあっ したがって、この記述を根拠として、諸師に対する証真の評価が、 ても「三大部私記」全体において、かなりの頻度で引用している。 である。事実、証真はこれら諸師の見解を取捨しているといってよ の文を引き、湛然より後を諸師と呼び、諸師の解釈に得失があるこ 説を取捨していることは問題ないとしても、証真は、『天台教蔵録』(『 たとすることは無理なのである。 しろ『法華疏私記』における道暹『輔正記』の活用は特筆すべきで こにいう「輔記等」から智度や智雲の著作を除外する理由はないの とから、「輔記等」の用捨は情に任せるとしているのであって、そ 正記』が概ね湛然の説に従うのに対し、智度と智雲が『文句記』の こうした説明は妥当性を欠くといえよう。右の『法華疏私記』の 智雲の『私志記』が譬喩品の半ばで途絶しているとしても、む 湛然より後の学匠の著作を評価したものである。 同じ道暹の『涅槃経疏私記』や維摩経疏関係の著作につい 道暹の『輔

また、『国清百録』巻四所収の、吉蔵による智顗宛書簡四通と、

た一つの証拠となるであろう。」と述べている。
には一つの証拠となるであろう。」と述べている。
において、吉蔵が天台に帰したという伝承は、灌頂による「誣言」も、氏は、吉蔵が天台に帰したという伝承は、灌頂による「誣言」に基づくものであるとする。それが後世(『仏祖統記』巻一〇等)には更に増幅した内容の記述となったことについては、『法華文句には更に増幅した内容の記述となったことについては、『法華文句に記』を三下の「本師所」師、旧章須」改。若依」旧立、師資不」成。伏膺之説靡」施、頂戴之言奚寄。」という文や、湛然に忠実な道暹『輔膺之説靡」施、頂戴之言奚寄。」というてとは、湛然が『文句記』の執筆に当たって、吉蔵註疏を無視し深くは参照することがなかって執筆に当たって、吉蔵註疏を無視し深くは参照することがなかった一つの証拠となるであろう。」と述べている。

匠として不自然ではない。ところが、平井氏は、証真がこの伝承を 用いていることについては、言及することがないのである。

かし、 学に対して、批判的な姿勢をとることもあった智度や智雲は評価す 限に評価し、 湛然の学問に忠実であった道暹などが非難の対象であり、湛然の教 撰述書、ここでは『法華玄論』に注意を払わなかった湛然と、その 対照させて影響関係を検討する際に問題となってくるのである。 証真説へのこうした視角が、『法華玄論』と『法華文句』の原文を いわば平井氏と同様の立場にあると位置付けているようである。(ダ) 文句記』を凌駕する注釈書を執筆しようとした文献学者として最大 における『法華玄論』援用を詳細に指摘した証真に至ると、『法華 べきであるとする。そして、同じく湛然に盲従せず、『法華文句』 要するに、平井氏においては、灌頂は勿論のことであるが、吉蔵 右に見たように、その位置付けには妥当でない部分があり、 その成果が『法華文句』の文献批判となっている点で、

寿量品における仏身観について

そも、 指摘されている。 えるかという点で、吉蔵と天台は見解を異にし、後述のように、天 について、平井氏による証真説の取扱いを具体的に検討する。そも 『法華文句』釈寿量品にも『法華玄論』からの援用があることが 遠成すなわち「本」の意義を、法身・報身いずれを中心に捉 本項では、 近成と遠成の方便・真実を論ずる箇所

> 台教学では報身を中心とする。 論題にいう「新成顕本」の議論でも大きな問題のひとつとされてい 真を含む天台の諸師にとって解釈上様々の問題点となったのであり、 の次の記述は、法身を本とする立場からのものであることから、 しかしながら、『法華文句』巻九下 証

る。

皆成心方便。若爾、法華開遠竟、常不軽那更近。 問。近成是方便、遠成是真実者、華厳寂滅道場、大経超前九劫 一諸仏道同。開権顕遠亦諸仏道同。若爾、諸仏皆爾。非二独釈 前諸義壞。答云、是我方便諸仏亦然。又、 論」其応迹。 用.此義.望 当、知、 若爾、 開三顕 法華已 諸菩

仏に共通することとなる。この疑問に対し、「是我方便諸仏亦然」 となるのであり、 そうであるなら、会三帰一の後にそれを否定することも、 となる。しかし『法華経』自身も、寿量品の開遠の後に、常不軽品 説く『華厳経』や、釈迦の超劫を説く『涅槃経』の教説は全て方便 が方便、久遠実成が真実とするならば、 で近成を説くのであるから、 やや難解であるが、文意は以下のとおりである。すなわち、(ヨ) 対_縁雖_異、終不_異也。既了;|衆経。諸師不_可_師也。 常住、有始有終・有近有遠、 復方便。若爾、会三帰一竟、亦応」不二会三帰一。 亦不...偏言..一近一遠。故知、寄..無始無終・無近無遠、顕..法身 薩聞||寿量||発願、願我於||未来||説\|寿亦如是。此即諸仏道同。 迦。 若独釈迦、 結局、 開三顕一も開権顕遠も、釈迦のみでなく諸 また方便ということになってしまう。 寂滅道場で始成正覚したと また可能 近成

ぞれ論ずるならば、縁に異なりはあっても、矛盾は生じないと述べ無始無終等によって法身常住を、有始有終等によって応迹を、それという記述や、分別功徳品の文を引いて「諸仏道同」の意味を述べ、

ているのである。

諸師は会釈に苦心することとなったのである。 諸師は会釈に苦心することとなったのである。 諸師は会釈に苦心することとなったのである。 諸師は会釈に苦心することとなったのである。 諸師は会釈に苦心することとなったのである。 諸師は会釈に苦心することとなったのである。 諸師は会釈に苦心することとなったのである。 諸師は会釈に苦心することとなったのである。

成の意義を明らかにし、無量劫の昔より釈迦が法身を証しているこで、吉蔵の『法華経』寿量品における仏身観について確認している。「諸仏随」俗凡有二一種。一者身。二者命。前明二法身常住、後明二寿太虚」。又、前明二無生滅、後弁二無始終。無始終者、逸多不」見二其太虚」。又、前明二無生滅、後弁二無始終。無始終者、逸多不」見二其太虚」。又、前明二無生滅、後弁二無始終。無始終者、逸多不」見二其太虚」。又、前明二無生滅、後弁二無始終。無始終者、逸多不」見二其太虚」。又、前明二無生滅、後弁二無始終。無始終者、逸多不」見二其太虚」。又、前明二無生滅、後弁二無始終。無始終者、逸多不」見二其太虚」。

説を見れば、次のとおりである。 る。そこで、『法華文句』の記述に該当する『法華玄論』巻二の所 る。そこで、『法華文句』の記述に該当する『法華玄論』巻二の所 るとするなど、総じて、法身を中心とした理解を示しているのであ るとするなど、総じて、法身を中心とした理解を示しているのであ るとするなど、総じて、法身を中心とした理解を示しているのであ るとするなど、総じて、法身を中心とした理解を示しているのであ るとするなど、総じて、法身を中心とした理解を示しているのであ るとするなど、総じて、法身を中心とした理解を示しているのであ るとするなど、総じて、法身を中心とした理解を示しているのであ るとするなど、総じて、法身を中心とした理解を示しているのである。

常義。有始終者、皆是応迹。 願我於;;未来;說,寿亦如,是。 為上明二久已成仏」実説」者、 若法華開権顕遠明,久已成仏,為,本、近成為,迹者、何故常不軽 為。権者、則法華為」実、涅槃為」権。又、法華已開近、云何涅 為一実教、法華是権経。若言上法華明」久為」実、大経明一超九劫 又、若超九劫為:|実説|者、 劫者、為、是実説、為、是権教。若是実説者、則法華為、方便。 経云、我聞,|半偈,|超||弥勒||九劫、先得,|成仏。今請,|問之。超九 成,此実説、華厳弁,始成正覚,便是方便。未,可,然矣。又、大 又問。若以:近成,為:方便、以:(久成,為:)実說,者、法華明:(久 余仏無』耶。 迦独有也。若言,,此義為,,例者、下分別功徳品、諸菩薩皆発願, 品更覆、遠明、近、隠、本弁、迹耶。不、応;;一経之内前後相違。若 槃更覆¸遠耶。若近遠両経迴互者、三一之教義亦応¸然。又問。 一経之中、本迹或覆或開、 以;此衆事;詳,之、但知、是寄;無始終、以顕;法身 則初開三顕一諸仏共同、開権顕遠釈 諸小乗経論明二超九劫。若爾、三蔵 則三一或会或不」会也。又、若此 豈得¸言দ釈迦独有;開近顕遠1 以:|此義|通:|上諸経| 無:|一豪滞 而

な問答を行っている。そして、『法華玄論』との関係では、次のよういて引用している。そして、『法華玄論』との関係では、次のよういて引用している。そして、『法華玄論』との関係では、次のようは、『法華疏私記』巻九本で、この箇所について、「記云、今証真は、『法華疏私記』巻九本で、この箇所について、「記云、今証真は、『法華疏私記』巻九本で、この箇所について、「記云、今にのいる。

涅槃覆ュ遠。今云ュ明ュ久。 這、今家事長為ュ本、破ṇ法身長。今何以用ṇ玄論法身長,耶。 問。 既是玄論。何以記云ṇ今師問答。彼論望ュ今、有ṇ多不同。 問。 既是玄論。何以記云ṇ今師問答。彼論望ュ今、有ṇ多不同。 問。 好是玄論。何以記云ṇ今師問答。彼論望ュ今、有ṇ多不同。 問。 今家事長為ュ本、破ṇ法身長。今何以用ṇ玄論法身長,耶。

『戀 如月云!|今師。而義不」同。故云!|仮説。亦強会」文、令」同!|今故且云||今師。而義不」同。故云||仮説。亦強会」文、令」同!|今答。疏不||標云||他師。恐是章安為」破||光宅無常、取||玄論文。

るのである。 あのである。 第二の問答では、『法華玄論』の説を会釈していいに指摘している。第二の問答では、『法華玄論』から援用した箇めに指摘している。第二の問答では、『法華玄論』の文が、法雲などの立すなわち、第一の問答では、『法華文句』の文が、法雲などの立

『玄論』の文を対照しつつ、前者の文意は後者に拠らなければ正確平井氏は、湛然の註釈に対する証真の所説を引用し、『文句』と

切変しているため、かえって論旨が混乱していること等を指摘している。右に引用した『法華玄論』の論旨が明快か否かは措くとしている。右に引用した『法華玄論』の論旨が明快か否かは措くとしている。右に引用した『法華玄論』の文を収録したという前提に立てば、その議論の大筋『法華玄論』の文を収録したという前提に立てば、その議論の大筋『法華玄論』の文を収録したという『玄論』の文をでいる。これは、右に引用した『法華疏私記』の文の中、「亦強会」文、令」同二令家。」という記述に関説するものであろうと思われる。文脈を見れば判るように、証真は、『文句』が自家の説に一致せしめるよう『玄論』の文を歪曲しているともいっての見解を会釈している。これは、右に引用した『法華疏私記』の文の中、「亦強会」文、令」同二令家。」という記述に関説するものであろうと思われる。文脈を見れば判るように、証真が、潜が後者の表現形式を故意に、把握し得ないこと、のみならず、前者が後者の表現形式を故意にに把握し得ないこと、のみならず、前者が後者の表現形式を故意に

也。以¸是方可¸破¡他諸師。故云¡諸師不ष可¸師也。又欲¸顕¡於諸仏道同。其実開¸三仏道可¸同。事成久近不¸可¸同

ここでは、湛然は、『法華文句』の、やや強引な釈に向けられる本を論ずる意図につき、報身を本とする天台義の立場から消釈しる本を論ずる意図につき、報身を本とする天台義の立場から消釈しる本を論ずる意図につき、報身を本とする天台義の立場から消釈している。すなわち、「所…以不」云、報身長、者」とあるように、報身ではなく、右のような『法華文句』のこの箇所の文意であり、ではなく、右のような『法華文句』が、法身をもって、応迹に対すたものと解するのが妥当であろう。

る。

槃経義記』巻五の説からの影響を推測しつつ、九劫と十二劫の相違 值:|弗沙仏|。復超:|九劫|。余経就,後説:|九劫|。今通論説:|十二|。已 真自身によってどのように取り扱われているかを検討することにす における『法華玄論』援用箇所とされた部分が、それを指摘した証 なされていなかったといってよい。そこで、次項では、『法華文句』 しかしながら、従来の研究では、証真の立場からの検討はほとんど の文意から外れたものになってくるのは、当然といえば当然である。 井氏が、証真の見解を自説の傍証として用いれば、その解釈が証真 を会釈しようとしていることである。こうした点で立場が異なる平 いのは、湛然を常に批判の対象として捉えるのではなく、その所説 いないことに注意しなければならない。また、看過されてはならな ものとして理解しているのであり、これを盗用とか剽窃と認識して については、『文句』ではなく、吉蔵の意を斟酌しているのである。 の記述を録したものであることを述べた上で、浄影慧遠の『大般涅 論九劫恐拠;此義。〕と述べている。すなわち、この箇所が『玄論』 証真は、『法華文句』の本文中に、『法華玄論』の文が挿入された 玄

四 証真による『法華玄論』援用箇所の取扱い

仏皆顕、本者、最初実成若為顕、本。答。不、「必皆顕、本。」 という問『法華玄義私記』巻七では、『法華玄義』巻七下の、「問。三世諸

真が本覚思想の批判を行ったということは知られている。成顕本」をめぐる詳細な議論がなされているのであり、その中で証答を釈する部分で、新成の妙覚仏が本を顕すか否か、すなわち「新

に論じられている。 前項で検討した、寿量品を釈する『法華文句』の文は、次のよう

等。若依,此文,為,定証,者、華厳始成、大経超劫、名,実説,耶。 文,論文但指,過去報寿,為,長。何得,用,法身,為,極。皆違,論 故,是,不,所,諸師,其常玄論之文。如,被品抄。為,破, 此一文違,今家義。此錄,嘉祥玄論之文。如,被品抄。為,破, 此一文違,今家義。此錄,嘉祥玄論之文。如,被品抄。為,破, 此完法華無常,故、引,諸師寿量常義。但用,常義,不,用,法身本。 故彼記云、験,前諸師、偏得,斥意。並以,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,用,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,用,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,用,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,用,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,用,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,用,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,用,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,因,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,長。何得,因,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,是。何得,因,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,是。何得,因,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,是。何得,因,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,是。何得,因,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,是。何得,因,法身,為,極。皆違,論 文。論文但指,過去報寿,為,是。何得,因,法身,為,極。皆違,論

ら、「説文並指||報身||為¸遠、常破|||他師約||法身本。故此一文違||今仏は本を顕すとする説に対して、新成の仏の顕本を認めない立場かつまり、開三顕一や開権顕遠が諸仏道同であることから、全ての

ていることであるが、注意すべきであろう。文句』の文は、自説の証文として用いられている点、既に論じられ文句』の文は、自説の証文として用いられている点、既に論じられてれとは異なり、『天台真言二宗同異章』の次の箇所では、『法華

天台云、久遠実成修因得果。寧是同耶。問。真言教云、法界宮中本来自覚大日如来本覚法身遠離;因果。

成。大日経云、我昔坐|,道場|。義釈云、大日昔誓願漸次悟入等。答。若約,事論、真言亦云,,修因得果。故金剛頂経云、不,久頓

若約」理論、天台亦云、無始無終等点。

始無終」をいうことができるとするのである。得果を言うことができ、後者の観点からは、天台についても、「無すなわち、事・理のうち、前者の観点からは、密教にも仏の修因

巻一本にも見出すことが出来る。それは、『法華経』と他経に説かた箇所を、証真が自説の証文として用いる例は、『法華玄義私記』右の他、『法華文句』において『法華玄論』からの援用を指摘し

おりである。

問。他経円教与』法華円、為」同為」異。……

故云有」同。将」明,此義。一立,文理。二遮,外難。異,開顕円。故云,超八。若約」教論、別取,円教、彼此円同。答。他経円教与,法華円、有」同有」異。若約」部論、雑,偏教」故、答。他経円教与,法華円、有」同有」異。若約」部論、雑,偏教」故、

釈法師品の文を挙げて、次のように述べている。の「文理」に一〇項目を立てるうち、その二番目に、『法華文句』は異なり、教に約せば同じく円であると解している。そして、第一すなわち、証真は、部に約せば開顕の円である法華経と他経の円

若外別有,法華。法華般若異名耳。 (48) 二者、是異名故。法師疏云、法華開権不,異,般若顕実。非,"般

取り扱っているか、寿量品と法師品の疏について検討してみた。い数に約せば同じであるとしているの援用を指摘している。湛然はこれを「今家和会」と釈するが、証の援用を指摘している。湛然はこれを「今家和会」と釈するが、証の援用を指摘している。湛然はこれを「今家和会」と釈するが、証以上、証真が、『法華玄論』が、右の引用部分に続けて「既是諸師異釈故録」と耳」とすることも踏まえて、「非二今家」也」と判ずるのである。これを『法華玄義私記』では、自説として用いていることになる。以上、証真が、『法華玄論』からの援用とした箇所をどのように以上、証真が、『法華玄論』からの援用とした箇所をどのように以上、証真が、『法華玄論』からの援用とした箇所をどのように、記述が、「法華文論」の関権と『般若経』の顕実が異名にすぎず、つまり、『法華経』の開権と『般若経』の顕実が異名にすぎず、

会釈し、また、場合によっては直接に自説の証文にも用いるなど、れを『法華文句』の文として引用することもある。また、湛然説を用を指摘せず、天台義から消釈せんとした湛然の見解を『法華玄論』の引ばる見解と見ているのである。この観点からは、『法華玄論』の引ずれも、当然の事ながら、基本的には他師の義とし、天台義とは異ずれも、当然の事ながら、基本的には他師の義とし、天台義とは異

五 結語

様々に活用しているのである。

問題とはならないであろう。 古蔵撰述書から『法華文句』をはじめとする天台宗章疏への文献 おいう「異説包容主義」を前提とする立場では、少なくとも倫理的な 説を網羅するのが隋から唐初における一般的な註経の仕方であると 批判的に見れば平井氏のような議論になる。これに対し、様々な異 批判のに見れば平井氏のような議論になる。これに対し、様々な異 がう「異説包容主義」を前提とする立場では、少なくとも倫理的な にいう「異説包容主義」を前提とする立場では、少なくとも倫理的な であると はならないであろう。

られない。また、『法華玄論』からの援用箇所を抽出して排除する捨。故非『必同。」とあるように、そのこと自体を糾弾する意図は見証真には、『法華疏私記』巻七に、「章安雖、取『玄論文』、亦有『取証真には華文句』における『法華玄論』からの援用を詳細に指摘した

看」之了+疏意」也。」という文からも読み取ることができよう。 目的があったわけでもなかった。なお、灌頂については、『法華玄目的があったわけでもなかった。なお、産力した仕方は、『法華強乱記』巻七の「応」以」玄論」対」疏、ない。そうした仕方は、『法華疏私記』巻七の「応」以」玄論」対」疏、ない。そうした仕方は、『法華疏私記』巻七の「応」以」玄論」対」疏、ない。そうした仕方は、『法華疏私記』巻七の「応」以」玄論」対」疏、ない。そうした仕方は、『法華疏私記』巻七の「応」以」玄論」対」疏、ない。そうした仕方は、『法華疏私記』巻七の「応」以」玄論」対」疏、ない。そうした仕方は、『法華疏私記』巻七の「応」以」玄論」対」疏、という文献の文意を把握し、理解する上で必要と考えたのかもしれたいう文献の文意を把握し、理解する上で必要と考えたのかもしたよう。

ろう。 の書作における文脈に照らして、意を酌む必要がある。 でいるのである。なお検討すべき問題は多いが、証真の議論を評価 でいるのである。なお検討すべき問題は多いが、証真の議論を評価 でいるのである。なお検討すべき問題は多いが、証真の議論を評価 でいるのである。なお検討すべき問題は多いが、証真自身は、『法華文

ì

- (1) 『法華疏私記』巻三末、仏全二一·四八二頁下。
- (2) 仏全三二·一一四一頁上。
- 井氏の研究の経緯については、同書「はしがき」参照。(3) 『法華文句の成立に関する研究』三○二頁~三○四頁、参照。なお、平

- 教学部論集』一六)、四三四頁。(4) 池田魯参「平井俊栄著『法華文句の成立に関する研究』」(『駒沢大学仏
- (5) 平井説への評価は様々であるが、奥野光賢「天台と三論―『法華文句の(5) 平井説への評価は様々であるが、奥野氏は平井説を擁護する立場から論じ関する研究動向をまとめている。奥野氏は平井説を擁護する立場から論じ関する研究動向をまとめている。奥野氏は平井説を擁護する立場から論じ、東井説への評価は様々であるが、奥野光賢「天台と三論―『法華文句の
- (6) 平井前掲書、二八一頁。
- (7) 『法華疏私記』巻一、仏全二一·三八三頁上。
- (8) 平井前掲書、二八二頁~二八三頁。
- 「示す記述に変化していったと推測している。 聖世尊、近師二天台、荊渓。其余者、不」足」用」之。」という証真の学風を聖世尊、近師二天台、荊渓。其余者、不」足」用」之。」という証真の学風を善海「宝地房証真の史的考察」(『天台学論集』一)は、この引用文が、善海「宝地房証真の史的考察」がいかなる典籍であるかは未詳である。瀧川(9) ここにいう『天台教蔵録』がいかなる典籍であるかは未詳である。瀧川
- (10) 大正四六・八二一頁下~八二二頁中。
- (11) 大正五〇·五四八頁中。
- (13) 大正三四·二一三中。
- ているのは、証真が略抄したものである。『輔正記』の略抄文を引用している。平井氏が『輔正記』の改として用い(4) 巻三、続蔵一―四五・五五丁右上下。証真は『法華疏私記』巻三末に、
- (15) 平井前掲書、二八八頁~二八九頁。
- (16) 仏全二一・二五七頁下~二五九頁上。
- 述の『註仁王護国般若波羅蜜経』をめぐる議論を分析し、「証真は明らか(钌) 奥野光賢「吉蔵と宝地房証真」(『印度学仏教学研究』四三―一)は、上

波羅蜜経』の受容について」(『印度学仏教学研究』五五一二)参照。とお論することができるであろう」とし、平井氏と証真を「文献批判」たと結論することができるであろう」とし、平井氏と証真を「文献批判」たと結論することができるであろう」とし、平井氏と証真を「文献批判」たと結論することができるであろう」とし、平井氏と証真を「文献批判」たと結論することができるであろう」とし、平井氏と証真を「文献批判」と記憶と、正義の『註仁王経疏』に古蔵の『仁王経疏』と全同であることを認識し、に最澄の『註仁王経疏』が吉蔵の『仁王経疏』と全同であることを認識し、に最澄の『註仁王経疏』に対象が、

- (18) 大正三四·一二七頁中下。
- (19) 坂本幸男『大乗仏教の研究』三一二頁~三一三頁、参照。
- | 始成||正覚|。] とある。 | (2) 巻一、大正九・三九五頁上。「如」是我聞。一時仏在||摩竭提国寂滅道場|、
- では「十二劫」としている。だし、『法華玄論』、『法華文句』では「九劫」となっているのに対し、経(紅) 『大般涅槃経』(南本)巻一三・聖行品、大正一二・六九三頁上中。た
- (22) この部分は、『法華文句』でも、寿量品の文として引用されたものと見更す。」(大正九・二〇頁中)に全く同じ偈があるが、『法華文句記』巻葉草喩品(大正九・二〇頁中)に全く同じ偈があるが、『法華文句記』巻表方便諸仏亦然。而彼但云、諸仏如来法皆如』是。此文意同』薬草喩文。是我方便諸仏亦然。而彼但云、諸仏如来法皆如』是。此文意同』薬草喩文。是我方便諸仏亦然。而彼但云、諸仏如来法皆如』是。此文意同』薬草喩文。是我方便諸仏亦然。而彼但云、諸仏如来法皆如』是。此文意同』薬草喩文。是我方便諸仏亦然。而彼但云、諸仏如来法皆如』是。此文意同』、正立、是我方便、諸仏亦然。故方是。」(大正九・四三頁上)と文意が通ずることから、互引するのみである。と述べている。『法華文句』でも、寿量品の文として引用されたものと見と述べている。『法華文句』でも、寿量品の文として引用されたものと見と述べている。『法華文句』でも、寿量品の文として引用されたものと見と述べている。『法華文句』でも、寿量品の文として引用されたものと見と述べている。『法華文句』でも、寿量品の文として引用されたものと見と述べている。『法華文句』でも、寿量品の文として引用されたものと見いている。
- 来」、長寿度に衆生、如い今日世尊ら」とある記述に基づくものと思われる。となっている。『法華経』分別功徳品(大正九・四五頁中)に「願我於に未(2) 『法華文句』では「諸菩薩聞」寿量(発願、願我於に未来 (説 美亦如是。」
- (24) 大正三四·一二九頁上中。

- (25) 『法華文句記』巻九中、大正三四·三二八頁下。
- (26) 大正三四·三七〇頁下。
- (27) 大正三四·三七一頁下~三七二頁上。
- (28) 大正三四·三七七頁下。
- (29) 大正三四・三八七頁中。
- (30) 大正三四·三七七頁下~三七八頁上。
- (31) 仏全 三·七〇三頁上。
- 32) 仏全二二・七〇三頁下~七〇四頁上。
- 33) 平井前掲書、四九三頁。
- (34) 大正三四·三二九頁上。
- (35) 平井前掲書、四九四頁。
- (36) 註(21) 参照。
- (37) 続蔵一—四五·一五二丁右上。
- (38) 仏全二二·七〇四頁上。
- (39) 大正三七·七四七頁上。
- 『宗教と表象』所収)、参照。(4)) 大久保良峻「天台本覚論 証真説に着目して」(院政期文化論集第四巻
- (41) 仏全二一·二八二頁下~二八三頁上。
- (42) 仏全二一·二八三頁下。
- (43) 大正七四・四二三頁下。
- 遠近。尋、経応、二義。一挙、余経、対、法華、明、遠近。二就、法華・論、遠近。去、仏近。初三師明、諸教去、仏遠、法華去、仏近。後二解但於、法華中・論」(5) 大正三四・一一一頁上中。具さには、「有人云、此一解去、仏遠。一解

華『法華般若異名耳。」とある。 ・大般若実慧方便是三世仏法身父母。求、仏者如、老病人。両健扶、之遍遠。夫般若実慧方便是三世仏法身父母。求、仏者如、老病人。両健扶、之遍遠。夫般若実慧方便是三世仏法身父母。求、仏者如、老病人。両健扶、之遍遠。 夫似謂權、辺則遠。始行菩薩不、覚、般若、密化付、財。則於、其是能遠去。当、知、般若最勝。法華開權不、異、般若所權、求、仏人未、決。法華諸師失、経旨。問。余経何故去、仏遠。答。未、開權、求、仏人未、決。法華諸師失、経旨。問。余経何故去、仏遠。答。未、開權、求、仏人未、決。法華

- (46) 仏全二一·六頁下。
- (47) 仏全二二·六五三頁下。
- (48) 大正三四・四三二頁上中。
- (51) 仏全 三·六二四頁上。
- (52) 『法華玄義私記』巻一○、仏全二一·三八○頁上~三八二頁下、参照。
- 仏全二・六二〇頁下。